

2023年1月30日

健康医療部長
藤井 睦子 様

大阪府職員労働組合健康医療・保健所支部
支部長 植村 亜由



2023年度健康医療・保健所支部要求書

健康医療・保健所支部は、組合員、職員、府庁に働く労働者の労働条件改善及び住民サービスの向上、住民本位で公正民主的な行政が推進できる職場づくりのため下記の要求を行う。従来からの懸案事項の解決と併せ、早急に誠意ある回答をされたい。また、今後の分会要求についても解決の措置をとられたい。

記

1. 労使慣行を遵守し、労働条件の変更については必ず事前に提案し、合意を前提に十分な協議を行なうこと。協議が整うまで一方的な実施をしないこと。
2. 次の項目について、職員（非常勤職員を含む）の労働条件の改善をはかること。
 - 1) 保健所における新型コロナウイルス感染症対応にかかる夜間・休日緊急電話体制について
 - ① 職員に夜間・休日の緊急電話を持ち帰らせないようにすること。
 - ② 当面、体制ができるまでは、育児、介護要件、持病等、夜間の対応に支障のある職員は当番から除外すること。
 - 2) 賃金・諸手当等について
 - ① 感染症対策などの休日や時間外の待機については、個人の携帯電話を公務に使用させないこと。
 - ② 感染症対策などの休日や時間外の待機については、手当を支給すること。
 - ③ 時間外実績申請の抑制やサービス残業を根絶し、時間外勤務が発生した場合は手当を全額支給すること。
 - ④ 健康医療部職場の現業職員の技能労務職給料表適用をやめ、行政職給料表を適用すること。
 - ⑤ 午後10時以降の残業が連続する場合、職員の心身の健康と負担を軽減するためにタクシーを使用できるようにすること。
 - ⑥ 特殊勤務手当について、増額をすること。適用業務の拡大など実態に見合うよう改善すること。また、放射線取扱手当については、「調整額」とすること。
- 3) 労働時間について
 - ① フレックスタイム制度は、公務職場にはなじまないため、制度導入によって生じる、人員が不足する時間帯について、業務負担増とならないよう対策をとること。
 - ② 保育休暇の15分を復活し、小学1年生まで拡充すること。
 - ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日、厚生労働省）」を遵守すること。
 - ④ 恒常的残業・長時間労働をなくし、年次有給休暇が取得しやすくなるよう、職場環境と労働条件の改善を図ること。
 - ⑤ 36協定を締結する場合は、所属長が責任をもって、適切な手順で対応すること。
 - ⑥ パソコン一斉シャットダウンの運用にあたっては、業務に支障を生じさせないようにすること。

4) 職場環境について

職場で職員がいきいきと仕事をし、働き続けられるように「妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント防止ガイドライン」に沿って、所属及び職員へ周知徹底すること。

5) 妊娠・出産・育児・看護等に関わる要求

- ①妊婦の勤務時間短縮（1時間）を行うこと。
- ②妊婦健診（特別休暇）については、1日単位にすること。
- ③生理休暇、妊婦の時差通勤、妊婦の業務軽減等母性を守る権利や、育児時間の取得等が完全に行使できるようにすること。
- ④産休・育休の代替、特に1年以上の育休の代替は正規職員で確保するなどの改善を図ること。
- ⑤育児時間を2時間とし、期間の延長をはかること。
- ⑥障がい児・病弱児の通所・通院にかかる休暇を拡充すること。
- ⑦部分休業により人員が不足する時間帯について、労働条件を悪化させないよう対策をとること。

6) その他労働条件について

- ①通勤時間や通勤距離など職員を退職に追い込むような勤務条件の改悪は行わないこと。
- ②臨時的任用職員や非常勤職員（会計年度任用職員）の権利を保障するとともに、被服貸与など待遇を改善すること。臨時的任用職員の「再々雇用時」の「一定期間」とする空白期間について1日とすること。
- ③介護休暇・介護欠勤制度の有給取り扱い期間延長（介護休暇を歴年とすること）、手続きの簡素化、実態に応じた断続的取得、代替要員の正職員での確保等、労働条件の改善を行うこと。
- ④介護休暇を取得したことによって昇給延伸はしないこと。当面、復帰後に復元措置を行うこと。
- ⑤1週間以内の病気休暇については、診断書提出の義務化をやめるなど労働条件の改善をはかること。
- ⑥病気休暇は取得を抑制せず、取得したことにより昇給延伸はしないこと。1ヶ月以上の病気休暇者があるときは、職場環境を整備し、労働条件の改善をはかること。
- ⑦子宮体がん検診や卵巣がん検診をいれるなど検診の精度・内容の充実をはかること。
- ⑧更年期障がい対策について、休暇制度を整備すること。また予防をはじめとした啓発活動（骨粗鬆症を含む）及び相談活動（メンタルヘルスを含む）を強化し、骨量検査を無料で行うなど健康管理に努めること。
- ⑨更年期障がいの実態を把握し、本人の要求に基づいて通勤緩和、業務軽減、通院保障など健康管理に努めること。
- ⑩結核に関わる職員（非常勤を含む）のQFT検査を必要に応じ行うこと。
- ⑪安心して安全に働くため、B型肝炎と同様に麻疹、風しんのワクチン接種を実施すること。
- ⑫安心して安全に働くため、希望する全職員にインフルエンザワクチン接種を実施すること。

7) 各職場の以下の要求に応えること

①本庁職場

- (1)本庁における月80時間を超える職員数、及び年360時間を超える職員数を、大括り室ではなく課単位で明らかにすること。また、常時月80時間を超える時間外勤務となった職員の所属グループを明らかにし、対象となるグループと職員には、これらの解消にむけた改善策を示すこと。
- (2)職員の勤務時間中は、適切な温度で働けるよう、職場環境を改善すること。時間外勤務時間においても、適切な温度を保つこと。

②こころの健康総合センター

- (1)研修や会議の企画、啓発等の業務量が増大し、時間外勤務も多くなっている。また、突発的な時間外勤務が発生する場合があるため、一部の職員に負担が片寄らないよう労働条件改善のための措置を講じること。業務量に見合った人員を配置する等、労働条件を確保すること。

(2)常勤1名と非常勤のみで回している業務があり、他部署から事務作業に関して応援はあるが、網渡り状態である。常勤2名確保するなど、労働条件の改善を行うこと。

③監察医事務所

(1)職員の給料の調整額に関する規則別表第一に規定するもののうち、監察医事務所に係るものについて、調整数の引き上げを行うこと。

(2)換気が悪く、臭いの滞留等の問題があり、健康面に害を及ぼすような状態を改善し、職場環境を整えること。

3. 労働安全衛生に関わる要求について、以下の項目の改善をはかること

①全職場に安全衛生委員会を確立し、大阪府職員安全衛生管理規定を職場に活かすこと。特に第9条（安全衛生管理者の職務）を実効あるものとし、職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境を促進すること。

②職場でのメンタルヘルス対策を強化すること。またメンタル不全防止に向け、職場環境を整備すること。職場復帰にかかわっては、それぞれの職場での受け入れ体制の具体化、研修等を行うなど、職場ごとのメンタルヘルス対策を充実させること。

③VDT作業の伴う健康管理について対策を強化すること。また Web 会議に対応できるような職場環境の整備と安全衛生対策を講じること。

④妊産婦については、VDT労働を軽減するなど、労働条件の改善をはかること。

⑤セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・時短ハラスメント等についての認識を高めるために、最低年1回管理職をはじめすべての職員の研修を行い、発生を防止すること。

⑥職員の健康診断結果を把握し、健康状況に応じて業務上の配慮をすること。

⑦産業医面談は、より実効あるものにする。